

記載要領

【全般的事項】

1 届出書に添付する様式の種類について

- (1) 別表－１は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者若しくは向精神薬製造製剤業者が輸入し、製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬（適用除外等対象向精神薬製剤（以下「除外製剤」という）を除く。）又は向精神薬使用業者が原料として使用した向精神薬について記入すること。
- (2) 別表－２は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者又は向精神薬製造製剤業者が輸入し、輸出し、製剤し、又は小分けした除外製剤について記入すること。
- (3) 別表－３は、向精神薬試験研究施設設置者が輸入し、輸出し又は製造した向精神薬（除外製剤を除く。）について記入すること。

2 各種様式の共通事項

- (1) 各様式とも向精神薬取扱者が１月１日から１２月３１日の１年間に製造等を行った向精神薬について記入すること。
- (2) 該当する別紙－１の整理番号及び向精神薬名ごとに用紙に記入すること。
なお、期間中に製造等の実績がない向精神薬については、各様式に記入する必要はない。
- (3) 原体とは、遊離酸・塩基、塩類の如何を問わず向精神薬の原薬そのもの（原末・純末等）をいい、製剤とは、向精神薬に他の物質を加えて調製されたもの（錠剤、散剤、内服液剤、坐剤、注射剤等）をいう。
- (4) 塩類の場合は、別紙－２の換算表を参考にして、すべて遊離酸・塩基の重量に換算して記入すること。
第一種向精神薬の重量単位はg、第二種、第三種向精神薬の重量単位にはkgを用い、四捨五入によりその一桁下の単位（第一種向精神薬は〇〇.〇g、第二種・第三種向精神薬は〇〇.〇kg）まで記入すること。
なお、第一種向精神薬が0.05g未満、第二種・第三種向精神薬が0.05kg未満の場合は”微量”と記入すること。
- (5) 無記入の欄は斜線を引くこと
- (6) 製剤の種類が多いため一枚の用紙に収まらない場合は、必要な枚数の用紙を綴じて記入すること。
- (7) 向精神薬を複数配合している製剤にあつては、それぞれの向精神薬ごとに別の用紙に記入を要することとし、備考欄に配合剤である旨を記入すること。
- (8) 製剤、小分けを委受託している場合は、受託者が提出する用紙の製剤量又は小分け量の欄には、受託に係らない製剤量・小分け量と区別し、（ ）書で受託に係る製剤量又は小分け量とともに「受託」と記入し、合計欄においても受託による重量は（ ）書で記入し、受託製剤・小分け以外のものと分けること。

整理番号	7.	向精神薬名	7.
------	----	-------	----

向精神薬試験研究施設設置者の氏名（法人にあっては名称）

向精神薬試験研究施設の名称 登録番号

担当者 所属 氏名 電話 — — （内線 ）

	原 体	製 剤			合 計
		キ.販売名	キ.販売名	キ.販売名	
		ク.剤 型	ク.剤 型	ク.剤 型	
		ク.含有量	ク.含有量	ク.含有量	
1. 製造量	イ. g kg				
2. 輸入量	ウ. g kg	コ. g kg	コ. g kg	コ. g kg	セ. (ウ+コ) g kg
	エ. 輸入相手国 (g・kg)	サ. 輸入相手国 (g・kg)	サ. 輸入相手国 (g・kg)	サ. 輸入相手国 (g・kg)	シ. (エ+サ) 輸入相手国 (g・kg)
3. 輸出量	オ. g kg	シ. g kg	シ. g kg	シ. g kg	タ. (オ+シ) g kg
	カ. 輸出相手国 (g・kg)	ス. 輸出相手国 (g・kg)	ス. 輸出相手国 (g・kg)	ス. 輸出相手国 (g・kg)	チ. (カ+ス) 輸出相手国 (g・kg)
備考欄					

（注意） 1. 用紙の大きさはA 4 とすること。
2. すべて遊離酸・塩基の重量で換算して記入すること。

別紙－１

整理番号	向精神薬名	整理番号	向精神薬名
１－１	フェネチリン	３－３２	フルブロマゾラム
１－２	メクロカロン	３－３３	フルジアゼパム
１－３	メタカロン	３－３４	フルラゼパム
１－４	メチルフェニデート	３－３５	ハラゼパム
１－５	モダフィニル	３－３６	ハロキサゾラム
１－６	フェンメトラジン	３－３７	ケタゾラム
１－７	セコバルビタール	３－３８	レフェタミン
１－８	ジペプロール	３－３９	ロプラゾラム
２－１	アモバルビタール	３－４０	ロラゼパム
２－２	ブプレノルフィン	３－４１	ロルメタゼパム
２－３	ブタルビタール	３－４２	マジンドール
２－４	カチン	３－４３	メダゼパム
２－５	シクロバルビタール	３－４４	メフェノレクス
２－６	フルニトラゼパム	３－４５	メプロバメート
２－７	グルテチミド	３－４６	メソカルブ
２－８	ペンタゾシン	３－４７	メチルフェノバルビタール
２－９	ペントバルビタール	３－４８	メチプリロン
３－１	アロバルビタール	３－４９	ミダゾラム
３－２	アルプラゾラム	３－５０	ニメタゼパム
３－３	アンフェプラモン	３－５１	ニトラゼパム
３－４	アミノレクス	３－５２	ノルダゼパム
３－５	バルビタール	３－５３	オキサゼパム
３－６	ベンツフェタミン	３－５４	オキサゾラム
３－７	ブロマゼパム	３－５５	ペモリン
３－８	ブロマゾラム	３－５６	フェナゼパム
３－９	ブロチゾラム	３－５７	フェンジメトラジン
３－１０	ブトバルビタール	３－５８	フェノバルビタール
３－１１	カマゼパム	３－５９	フェンテルミン
３－１２	カリソプロドール	３－６０	ピナゼパム
３－１３	クロルジアゼポキシド	３－６１	ピプラドロール
３－１４	クロバザム	３－６２	プラゼパム
３－１５	クロナゼパム	３－６３	プロピルヘキセドリン
３－１６	クロナゾラム	３－６４	ピロバレロン
３－１７	クロラゼプ酸	３－６５	クアゼパム
３－１８	クロチアゼパム	３－６６	レミマゾラム
３－１９	クロキサゾラム	３－６７	セクブタバルビタール
３－２０	デロラゼパム	３－６８	テマゼパム
３－２１	ジアゼパム	３－６９	テトラゼパム
３－２２	ジクラゼパム	３－７０	トリアゾラム
３－２３	エスタゾラム	３－７１	ビニルビタール
３－２４	エスクロルビノール	３－７２	ゾルピデム
３－２５	エチナメート	３－７３	ゾピクロン
３－２６	ロフラゼプ酸エチル	(注) １ 各項目にはそれぞれ塩類及び製剤も含まれる。 ２ カチンについては、ラセミ体を含む。 ３ レフェタミン及びフェンジメトラジンは光学異性体及びラセミ体を含む。 ４ ゾピクロンはラセミ体だけを含む。	
３－２７	エチランフェタミン		
３－２８	エチゾラム		
３－２９	フェンカンファミン		
３－３０	フェンプロボレクス		
３－３１	フルアルプラゾラム		

繁用向精神薬の塩の遊離酸、遊離塩基への換算表

(塩の重量) × (換算率) / 100 = (遊離酸・遊離塩基の重量)

換算率

セコバルビタール

カルシウム塩・・・・・・・・・・86%

ナトリウム塩・・・・・・・・・・92%

メチルフェニデート

塩酸塩・・・・・・・・・・87%

アモバルビタール

ナトリウム塩・・・・・・・・・・91%

ブプレノルフィン

塩酸塩・・・・・・・・・・93%

ペントバルビタール

カルシウム塩・・・・・・・・・・92%

ナトリウム塩・・・・・・・・・・91%

クロラゼプ酸

二カリウム塩・・・・・・・・・・81%

バルビタール

カルシウム塩・・・・・・・・・・91%

マグネシウム塩・・・・・・・・・・94%

ナトリウム塩・・・・・・・・・・89%

ピプラドロール

塩酸塩・・・・・・・・・・83%

フェノバルビタール

カルシウム塩・・・・・・・・・・92%

ナトリウム-カルシウム塩・・・・・・94%

ナトリウム塩・・・・・・・・・・91%

フルラゼパム

塩酸塩・・・・・・・・・・91%

メチルフェノバルビタール

ナトリウム塩・・・・・・・・・・92%

レフェタミン

塩酸塩・・・・・・・・・・86%